

久喜市開発行為等指導要綱細則の一部を改正する告示

久喜市開発行為等指導要綱細則（平成22年久喜市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「要綱」という。」を削る。

第3条第3号中「による。なお、」を「に、」に改める。

第4条第3号を次のように改める。

- (3) 開発区域内には、開発区域の面積（以下「開発面積」という。）に
じ、市長と協議の上、公園、広場、緑地、子どもの遊び場等（以下「公園
等」という。）の用地を確保するものとし、公園等の規模は、次の表のと
おりとすること。

公園等の規模の基準表

開発面積	公園等の規模
0.3ha以上1.0ha未満	1 開発面積の3%以上 ただし、最低100㎡以上
1.0ha以上5.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 面積300㎡以上を1箇所以上
5.0ha以上20.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300㎡以上のもの 3 面積1,000㎡以上を1箇所以上
20.0ha以上	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300㎡以上のもの

	3 面積1,000㎡以上を2箇所以上
--	--------------------

第4条第6号ア及びイ中「開発区域の面積」を「開発面積」に改める。

第5条第3号中「開発」を「開発行為等」に改め、同条第5号イ中「もの。なお、上記の条件に」を「ものとし、これに」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「設けなければならない。なお、」を「設け、」に改め、同条第4号中「管理担当課」を「担当課」に、「建設部都市計画課」を「まちづくり推進部都市計画課」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

別表第3中「開発区域の面積」を「開発面積」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。